

第5章 景観重要公共施設の整備等に関する事項

1. 指定の方針

道路、河川、公園などの公共施設は、地域の景観を構成する重要な要素のひとつであり、良好な景観の形成を先導していく必要があることから、景観重要公共施設に位置づけ、公共施設の整備等に関する方針や占用許可の基準を定めます。

整備においては、その公共施設周辺の景観特性に十分配慮し、その地域の景観まちづくりなどと連携して、その地域にふさわしい整備を行うものとします。

景観重要公共施設に位置づける公共施設は、次のいずれかの指定の方針に該当するものとし、施設管理者など関係機関と連携を図りながら、良好な景観の形成のための整備に取り組んでいきます。

【景観重要公共施設の指定の方針】

- ①本市の特徴でもある水郷景観や山並みへの眺望景観を楽しめる視点場となるもの。
- ②景観形成上重要な地区やその地区に近接する公共施設で、その整備や維持管理などに関し、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるもの。
- ③市民に親しまれている公共施設で、景観形成上、地域の景観に影響を与えるもの。
- ④市民の憩いの場として親しまれている或いは地域の歴史文化の継承に資する公共施設であり、眺望景観などを楽しむ場として保全・活用していく必要があるもの。



木曾三川



八間通り

2. 景観重要公共施設

景観重要公共施設に位置づける公共施設及び景観法第8条第2項第5号ロに規定される景観重要公共施設の整備に関する事項は、次のとおりです。

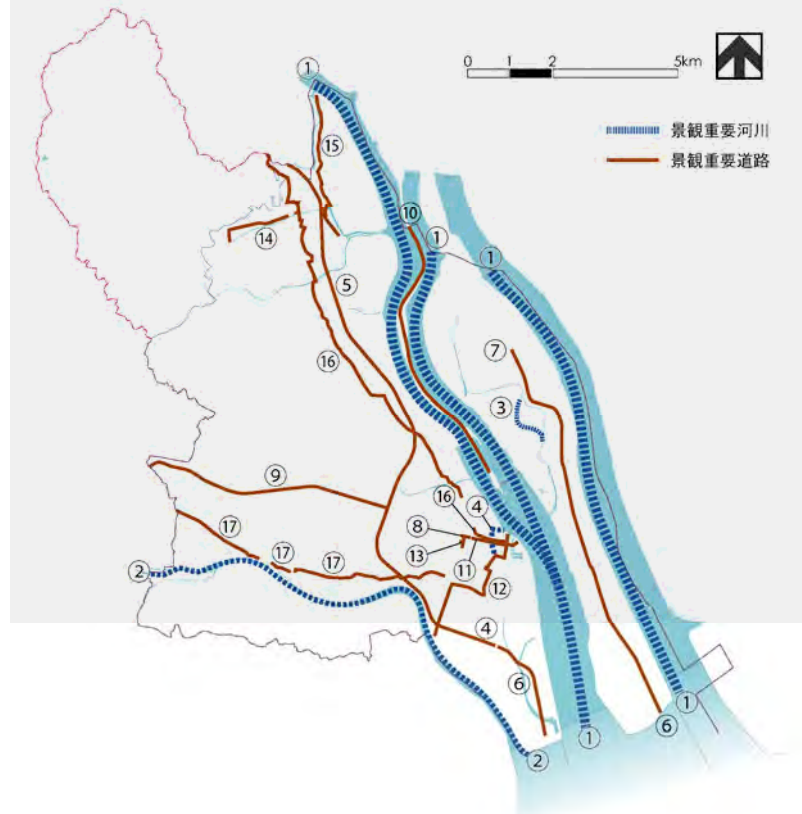
(1) 景観重要河川

景観重要公共施設の名称	管理者
①木曾三川（揖斐川、木曾川、長良川）	国
②員弁川	三重県
③長島川	桑名市
④住吉入江～寺町堀	桑名市

(2) 景観重要道路

景観重要公共施設の名称	管理者
⑤国道258号	国
⑥県道湾岸桑名インター線	三重県
⑦県道水郷公園線	三重県
⑧県道桑名停車場線	桑名市
⑨県道桑名東員線	三重県
⑩県道桑名海津線	三重県
⑪市道末広赤須賀線	桑名市
⑫市道船馬片町線外14線（東海道）	桑名市
⑬市道桑名駅前線	桑名市
⑭市道香取多度線（多度大社門前通り）	桑名市
⑮市道香取田鶴線他2線	桑名市
⑯市道深谷柚井線他22線（美濃街道）	桑名市
⑰市道馬道2号線他11線（濃州道）	桑名市

図 景観重要公共施設位置図



(1) 景観重要河川

① 木曾三川（揖斐川、長良川、木曾川）


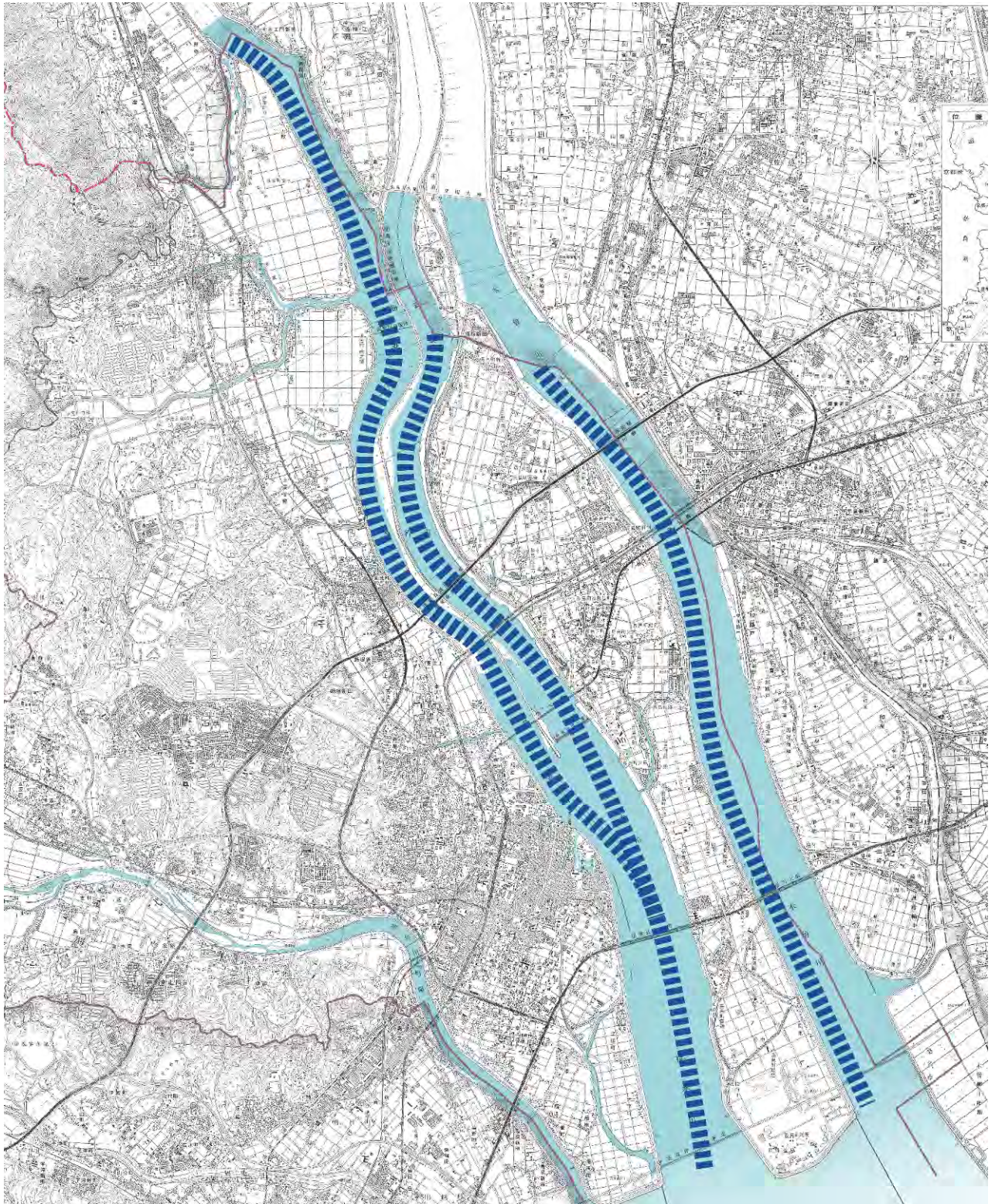
路線名		区 間
木曾三川 (揖斐川、長良川、木曾川)		全区間
指定の方針	①本市の特徴でもある水郷景観や山並みへの眺望景観を楽しめる視点場となるもの。	
		
<p>水郷県立自然公園区域内に含まれる広大な河川景観は、背景の養老山地の山並みと一体となり、落ち着いた広がりのある自然景観を形成しています。</p> <p>揖斐川に面した桑名城址や七里の渡跡周辺は、城下町や宿場町として栄え、その名残が偲ばれるとともに、木曾三川や多度山への広がりのある眺望景観が楽しめます。</p> <p>また、河川の堤防道路の一部からは、輪中地帯特有の田園景観や養老山地への広がりのある眺望景観が楽しめます。</p>		
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）		
<p>ヨシ原や河口域の干潟など、動植物の生息地となっている豊かな自然環境の保全に努めるとともに、沿川に存在するまちなみや自然景観と調和した、親しみとuringおいのある水辺景観を形成します。</p>		

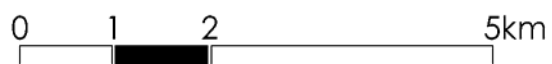
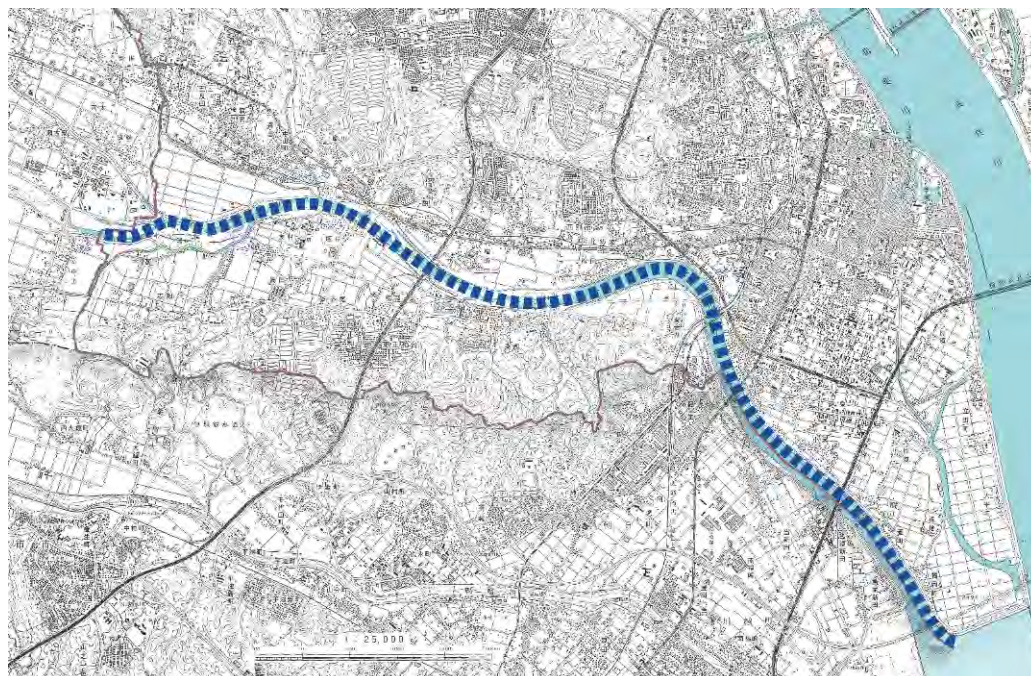
図 木曾三川位置図



② 員弁川

路線名		区 間
員弁川		全区間
指定の方針	①本市の特徴でもある水郷景観や山並みへの眺望景観を楽しめる視点場となるもの。	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>広大な河川景観は背景の山並みと一体となり、落ち着いた自然景観を形成しています。また、河川の堤防道路からは、野鳥の生息地となっている川面や周辺のまとまりのある田園地帯への眺望景観が楽しめます。</p>		
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）		
<p>動植物の生息地となっている豊かな自然環境の保全に努めるとともに、親しみとるおいのある水辺景観を形成します。</p>		

図 員弁川位置図



③ 長島川



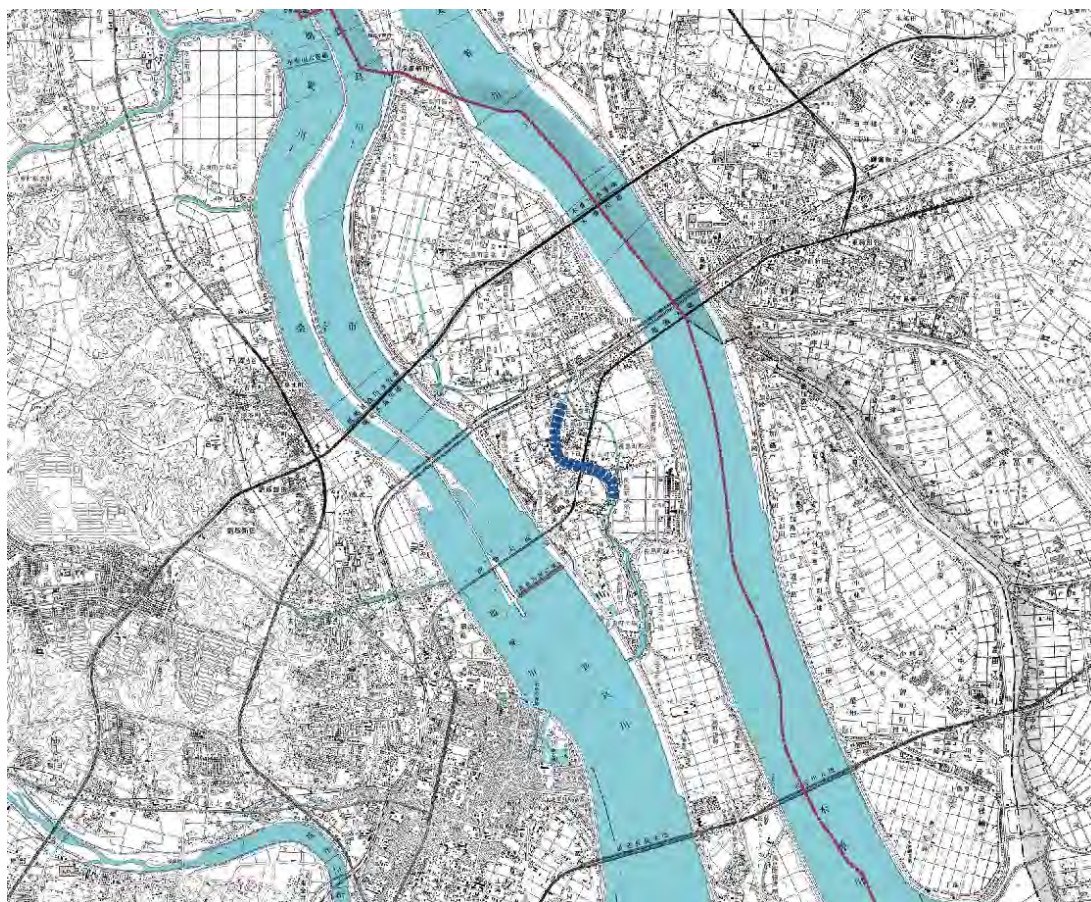
路線名		区 間
長島川		市管理区間
指定の方針	②景観形成上重要な地区やその地区に近接する公共施設で、その整備や維持管理などに関し、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるもの。	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>長島川のうち、長島中学校から国道1号までの護岸は、旧の輪中堤であり、石積みの護岸が今も見られます。</p> <p>また、長島川護岸遊歩道の整備などにより、うるおいある水辺環境が形成され、市民の憩いの場となっています。</p>		
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号口）		
<p>旧城下町を流れる長島川は、長島城址の名残を大切にしたい長島中学校のポケットパークや又木茶屋、長島水辺のやすらぎパークなどの市民の憩いの場をネットワークする河川として、一体的に整備された遊歩道や橋りょう、石積みによる護岸などとともに、親しみとうるおいのある水辺景観を形成します。</p>		

図 長島川位置図



④ 住吉入江～寺町堀



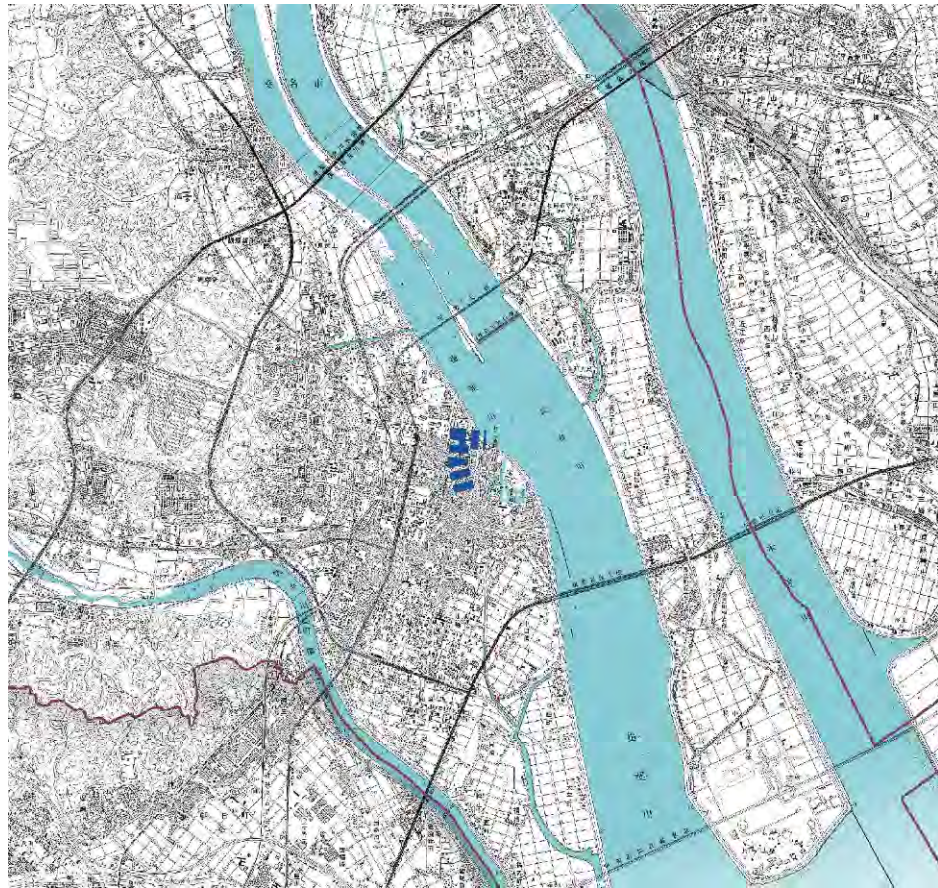
路線名		区 間
住吉入江～寺町堀		住吉入江、寺町堀、堀沿道路
指定の方針	②景観形成上重要な地区やその地区に近接する公共施設で、その整備や維持管理などに関し、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるもの。	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>レンガ積みや石積みの護岸で修景し再生した桑名城の外堀は、川沿いの遊歩道の整備などとともに、うるおいある水辺環境が形成され、市民の散策路や憩いの場となっています。</p> <p>整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）</p> <p>旧城下町の堀割を再生し、護岸をレンガ積みや石積みで修景整備した住吉入江や寺町堀は、一体的に整備された遊歩道や玉重橋などの橋りょうとともに、親しみとうるおいのある水辺景観を形成します。</p> <p>なお、河川の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は適用除外とします。</p>		

図 住吉入江位置図

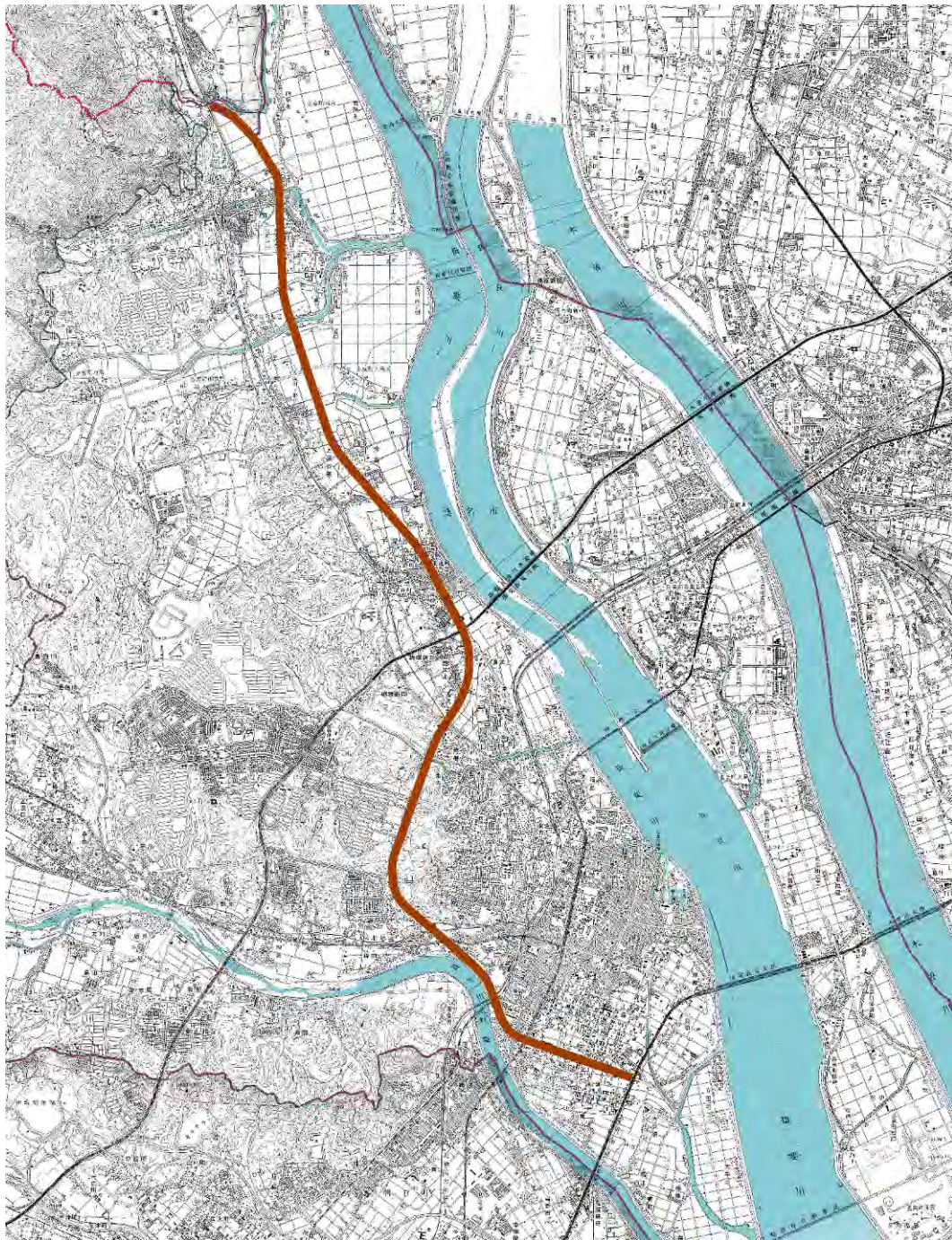


(2) 景観重要道路

⑤ 国道258号

路線名		区 間	
国道258号		全区間	
指定の方針	①本市の特徴でもある水郷景観や山並みへの眺望景観を楽しめる視点場となるもの。		
			
<p>国道258号は、本市を南北に縦断する主要な幹線道路であり、東名阪自動車道以北の沿道からは、養老山地などの山並みを背景に広がりのある田園地帯への眺望景観が楽しめます。また、東名阪自動車道以南の沿道では、丘陵地の緑や商業・業務施設などの連続したまちなみが見られます。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
①沿道景観形成の方針			
<p>国道258号沿道は、建築物等の規模・配置や形態意匠の工夫により沿道の建築物等の連続性に配慮するとともに、駐車場の緑化などにより、背景の緑や広がりのある田園との調和及び眺望景観の保全に配慮します。</p>			
②道路附属施設の整備に関する方針			
<p>道路附属施設の色彩については、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。</p>			
③小規模な改修に関する方針			
<p>路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②項は適用除外とします。</p>			
④植栽及び街路樹の整備に関する方針			
<p>沿道敷地の緑化や街路樹或いは中央分離帯の樹木の適切な維持管理を図ります。</p>			
<p>占用許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）</p> <p style="text-align: right;">（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）</p>			
<p>道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。</p>			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

图 国道258号位置图



0 1 2 5km



⑥ 県道湾岸桑名インター線

路線名		区 間	
県道湾岸桑名インター線		全区間	
指定の方針	①本市の特徴でもある水郷景観や山並みへの眺望景観を楽しめる視点場となるもの。		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>県道湾岸桑名インター線は、国道258号と伊勢湾岸自動車道・湾岸桑名インターチェンジをつなぐアクセス道路であり、沿道からは、海岸低地部に広がる田園地帯への眺望景観が楽しめます。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
①沿道景観形成の方針 沿道は、建築物の配置や駐車場の緑化などにより、背景の緑や広がりのある田園との調和及び眺望景観の保全に配慮します。			
②道路附属施設の整備に関する方針 道路附属施設の色彩については、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
③小規模な改修に関する方針 路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②項は適用除外とします。			
占用許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準） <div style="text-align: right;">（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）</div>			
道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

図 県道湾岸桑名インター線位置図



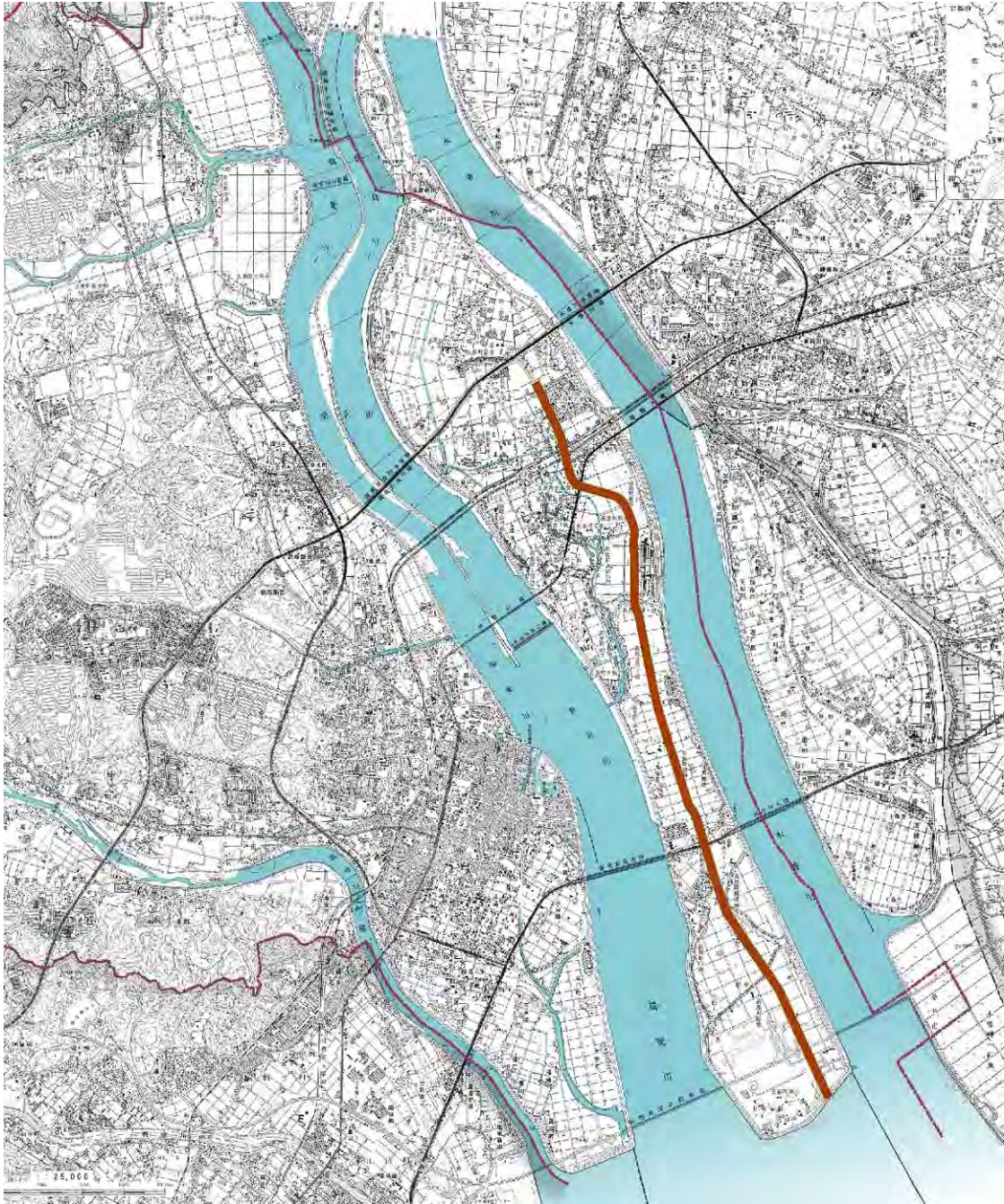
0 1 2 5km



⑦ 県道水郷公園線

路線名		区 間	
県道水郷公園線		全区間	
指定の方針	①本市の特徴でもある水郷景観や山並みへの眺望景観を楽しめる視点場となるもの。		
			
<p>県道水郷公園線は、東名阪自動車道の長島インターチェンジと伊勢湾岸自動車道の湾岸長島インターチェンジをつなぐ長島の主要な幹線道路です。沿道からは、広がりのある輪中地帯への眺望景観が、国道23号から湾岸長島インターチェンジにかけては、美しい桜並木が楽しめます。</p> <p>また、本線は、沿道の良い景観の維持及びその形成を積極的に推進するため、三重県屋外広告物条例に規定の屋外広告物沿道景観地区に指定されています。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
①沿道景観形成の方針			
沿道は、駐車場の緑化などにより、背景の緑や広がりのある田園との調和及び眺望景観の保全に配慮します。			
②道路附属施設の整備に関する方針			
道路附属施設の色彩については、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
③小規模な改修に関する方針			
路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②項は適用除外とします。			
④植栽及び街路樹の整備に関する方針			
街路樹や低木植栽などにより沿道緑化を図ります。			
また、水郷公園線の整備にあたっては市は桜並木の保全に努めます。			
占用許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）			
（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）			
道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

図 県道水郷公園線位置図



⑧ 県道桑名停車場線


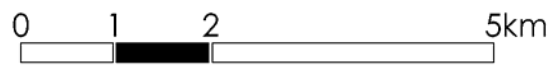
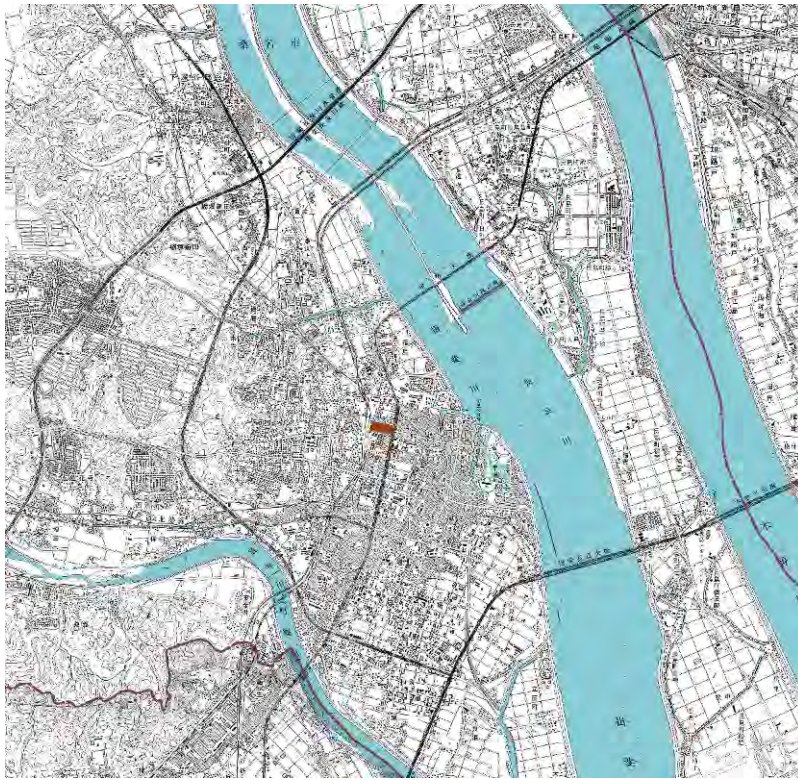
路線名		区 間	
県道桑名停車場線（通称：八間通り）		（八間通りの国道1号交差点より西側区間）	
指定の方針	②景観形成上重要な地区やその地区に近接する公共施設で、その整備や維持管理などに関し、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるもの。		
			
<p>県道桑名停車場線は通称「八間通り」と呼ばれ、本市中心市街地のシンボリックな道路であるとともに、桑名駅前から桑名城址へのアプローチ道路となっています。</p> <p>八間通りは、電線類の地中化、歩道の美装化、鋳物の街桑名にふさわしい鋳物の車止めの設置、ケヤキの街路樹の植樹などにより、景観に配慮された整備がなされています。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
<p>①沿道景観形成の方針 本市のシンボリックな道路である八間通りの適切な維持保全を図ります。</p> <p>②道路の舗装の整備に関する方針 歩道の舗装は、色彩を統一するなど、周辺景観との調和に配慮します。</p> <p>③道路附属施設の整備に関する方針 道路附属施設の色彩については、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、地場産業である鋳物やその他の自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。</p> <p>④小規模な改修に関する方針 路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②及び③項は適用除外とします。</p> <p>⑤植栽及び街路樹の整備に関する方針 街路樹や低木植栽などにより沿道緑化を図ります。</p>			
<p>占用許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）</p> <p style="text-align: right;">（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）</p>			
<p>道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。</p>			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

図 県道桑名停車場線



⑨ 県道桑名東員線



路線名		区 間	
県道桑名東員線		国道258交差部から市域	
指定の方針	②景観形成上重要な地区やその地区に近接する公共施設で、その整備や維持管理などに関し、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるもの。		
 		<p>県道桑名東員線は、本市の中心市街地と東員町をつなぐ幹線道路であり、大山田ニュータウン内を中心として美しい街路樹のある沿道景観が形成されています。</p> <p>また、沿道からは市街地への広がりのある眺望景観が楽しめます。</p>	
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
①沿道景観形成の方針			
沿道の大山田ニュータウン内における住宅地や沿道の大規模商業施設などにおいては、敷地内緑化の促進により、美しい街路樹とともに、うるおいのある沿道景観の形成を図ります。			
また、市街地への広がりのある眺望景観の保全に配慮します。			
②道路附属施設の整備に関する方針			
道路附属施設の色彩については、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
③小規模な改修に関する方針			
路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②項は適用除外とします。			
④植栽及び街路樹の整備に関する方針			
街路樹や低木植栽などにより沿道緑化を図ります。			
占用許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）			
（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）			
道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

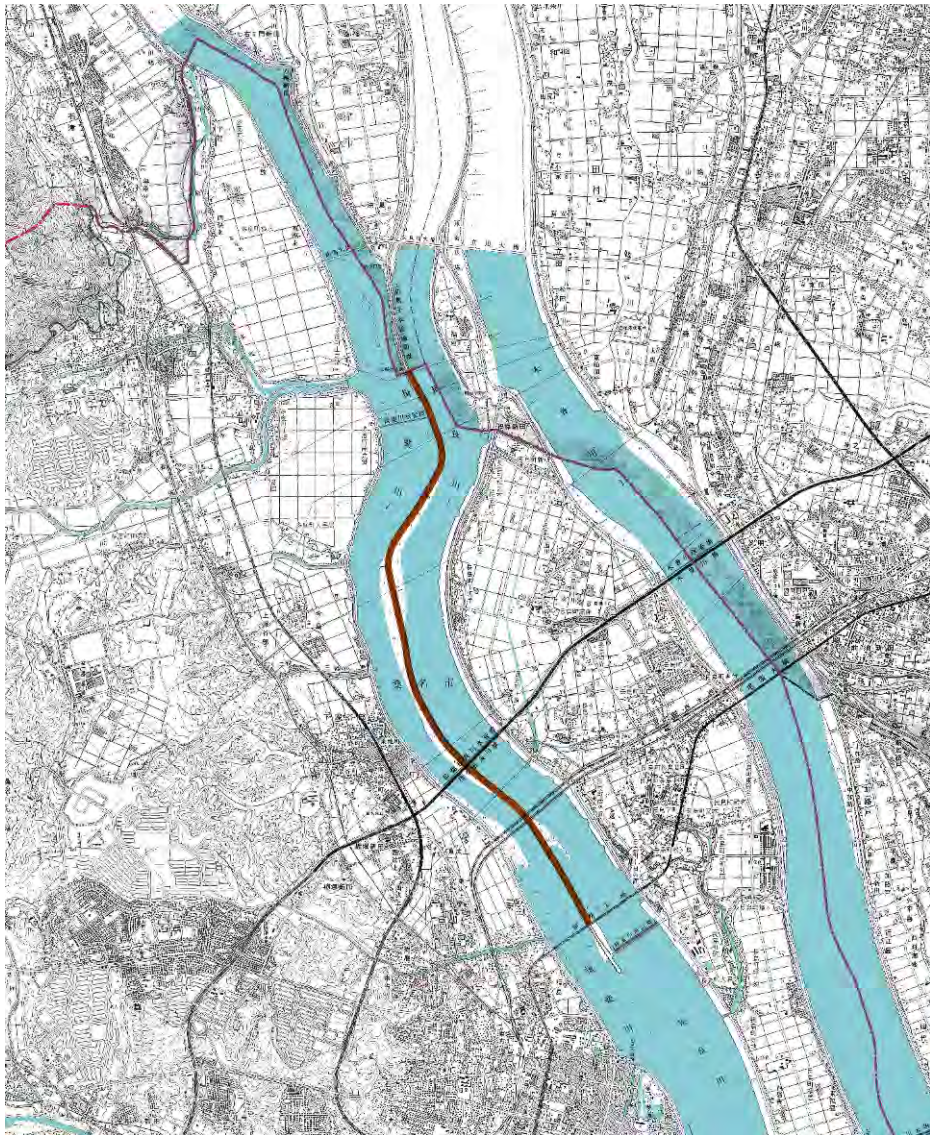
図 県道桑名東員線位置図



⑩ 県道桑名海津線

路線名		区 間	
県道桑名海津線（通称：中堤道路）		全区間	
指定の方針	①本市の特徴でもある水郷景観や山並みへの眺望景観を楽しめる視点場となるもの。		
			
<p>県道桑名海津線は、伊勢大橋から長良川の千本松原につながる道路であり、木曾三川の景観を特徴づけています。</p> <p>また、沿道からは、広がりのある木曾三川や多度山への眺望景観が楽しめます。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
①沿道景観形成の方針			
<p>木曾三川を縦断する唯一の道路として相応しいものとなるよう、沿道の開放的な水辺の自然との調和に配慮し、できる限りシンプルな道路構造になるよう工夫するとともに、広がりのある眺望景観の保全に配慮します。</p>			
②道路附属施設の整備に関する方針			
<p>道路附属施設の色彩については、穏やかな低彩度色を基調とし、閉鎖感の強い低明度色を避ける色彩としてグレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）、オフホワイト（マンセル値10YR8.5/0.5と同等の色）を基本とします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。</p>			
③小規模な改修に関する方針			
<p>路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②項は適用除外とします。</p>			
④植栽及び街路樹の整備に関する方針			
<p>道路附属施設は可能な限り設けず、緑化された堤などの構造の採用により沿道の修景を図ります。ただし、安全上やむを得ない場合はこの限りではない。</p>			
占有許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）			
（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）			
<p>道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、通常管理行為や同色による塗装の塗り替え、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。</p>			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

図 県道桑名海津線位置図



0 1 2 5km



⑪ 市道末広赤須賀線


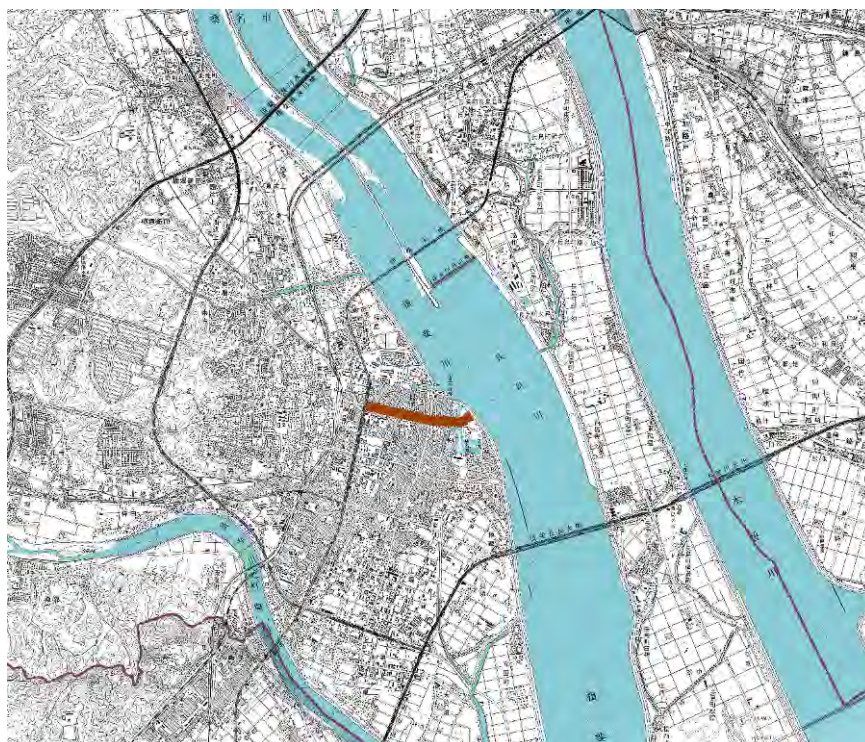
路線名		区 間	
市道末広赤須賀線（通称：八間通り）		（八間通りの国道1号交差点より東側区間）	
指定の方針	②景観形成上重要な地区やその地区に近接する公共施設で、その整備や維持管理などに関し、地域の良い景観の形成を先導していく必要があるもの。		
			
<p>市道末広赤須賀線は通称「八間通り」と呼ばれ、本市中心市街地のシンボリックな道路であるとともに、桑名駅前から桑名城址へのアプローチ道路となっています。八間通りは、電線類の地中化、歩道の美装化、鋳物の街桑名にふさわしい鋳物の車止めの設置、ケヤキの街路樹の植樹などにより、景観に配慮された整備がなされています。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
①沿道景観形成の方針 本市のシンボリックな道路である八間通りの適切な維持保全を図るとともに、賑わいのある沿道景観の形成を図ります。			
②道路の舗装の整備に関する方針 歩道の舗装は、色彩を統一するなど、周辺景観との調和に配慮します。			
③道路附属施設の整備に関する方針 道路附属施設の色彩については、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、地場産業である鋳物やその他の自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
④小規模な改修に関する方針 路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②及び③項は適用除外とします。			
⑤植栽及び街路樹の整備に関する方針 街路樹や低木植栽などにより沿道緑化を図ります。			
<p>占用許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準） （景観法第8条第2項第5号ハ(1)）</p>			
道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

図 市道末広赤須賀線



⑫ 市道船馬片町線他14線（東海道）

路線名		区 間	
市道船馬片町線他14線（東海道）		全区間	
指定の方針	②景観形成上重要な地区やその地区に近接する公共施設で、その整備や維持管理などに関し、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるもの。		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>七里の渡を起点とした東海道には、本陣跡や大鳥居（伊勢一の鳥居）など宿場町の面影が残り、安永、西矢田などには鉄環のある家や連子格子のある家など、古いまちなみが残っています。</p> <p>また、東海道では一部美装化された区間も見られ、地域の景観を特徴づけています。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
①沿道景観形成の方針 東海道沿いに残る宿場町の面影や連子格子のある古いまちなみの保全を図るとともに、これらのまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ります。			
②道路の舗装の整備に関する方針 道路の舗装は、美装化された区間及び歴史的景観が見られる地区は、これとの調和に配慮します。			
③道路附属施設の整備に関する方針 道路附属施設の色彩については、まちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、地場産業である鋳物やその他の自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
④小規模な改修に関する方針 路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②及び③項は適用除外とします。			
占有許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準） (景観法第8条第2項第5号ハ(1))			
道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

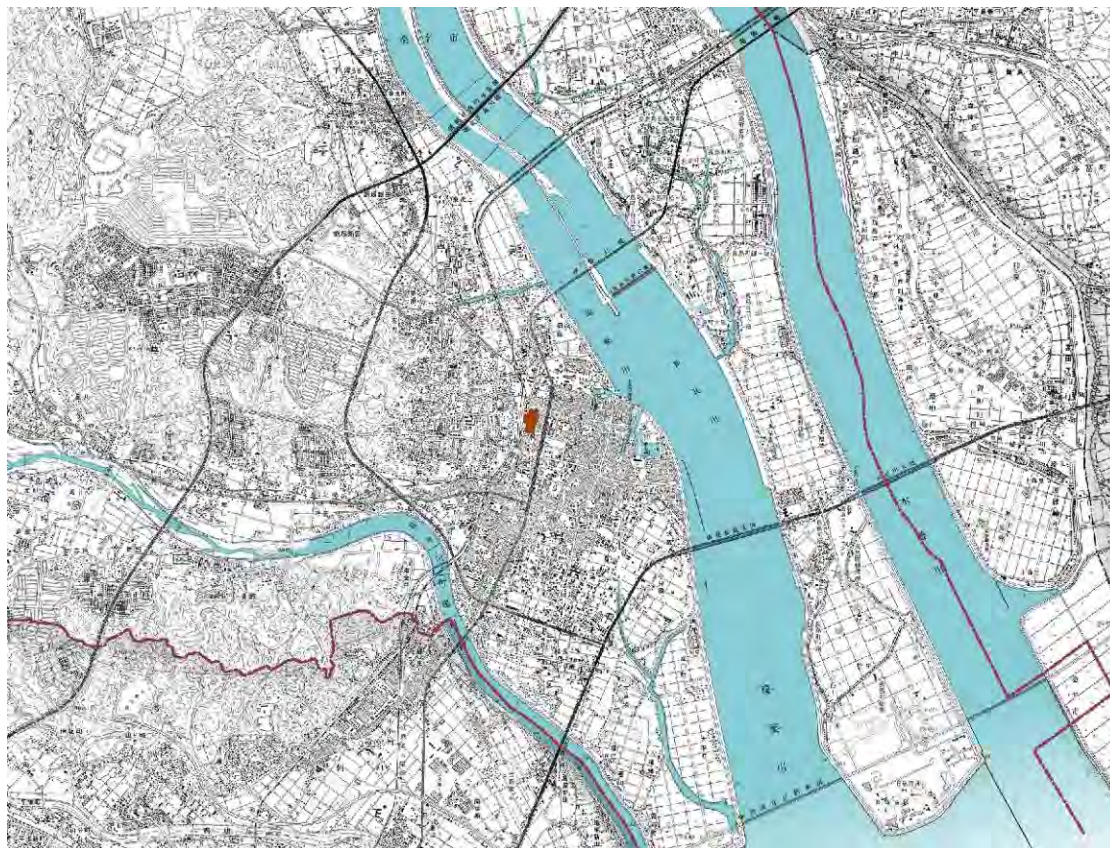
図 市道船馬片町線外14線（東海道）



⑬ 市道桑名駅前線

路線名		区 間	
市道桑名駅前線		全区間及び駅前広場	
指定の方針	②景観形成上重要な地区やその地区に近接する公共施設で、その整備や維持管理などに関し、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるもの。		
			
<p>市道桑名駅前線は、広域的な玄関口である桑名駅前において、再開発などと併せて整備された道路で、桑名駅と桑名城址へのアプローチ道路である通称「八間通り」をつなぐ道路です。</p> <p>サンファールが整備されるなど、地区の一部更新が見られ、これらと併せ、一部歩道の美装化などの整備がなされています。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
①沿道景観形成の方針			
桑名駅前には、まちの顔としての魅力を創出するため、沿道のまちなみとともに、賑わいのある歩行者空間の創出を図ります。			
②道路の舗装の整備に関する方針			
市道及び駅前広場の歩道の舗装は、色彩を統一するなど、周辺景観との調和に配慮します。			
③道路附属施設の整備に関する方針			
道路附属施設の色彩については、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、地場産業である鋳鉄やその他の自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
④小規模な改修に関する方針			
路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②及び③項は適用除外とします。			
⑤植栽及び街路樹の整備に関する方針			
街路樹や低木植栽などにより沿道緑化を図ります。			
占用許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）			
（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）			
道路及び駅前広場上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

図 市道桑名駅前線



⑭ 市道香取多度線（多度大社門前通り）

路線名	区 間
市道香取多度線（多度大社門前通り）	大門橋から多度橋
指定の方針	②景観形成上重要な地区やその地区に近接する公共施設で、その整備や維持管理などに関し、地域の良い景観の形成を先導していく必要があるもの。



市道香取多度線沿いには、妻入りの歴史的まちなみが残されており、鯉や豆菓子を扱う古くからの町屋が、地域のまちなみを特徴づけています。

整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）

①沿道景観形成の方針

多度大社及び門前町の妻入りの歴史的まちなみを保全するとともに、これらのまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ります。

②道路の舗装の整備に関する方針

道路の舗装は、美装化された区間の適切な維持管理を図ります。

また、その他の区間については、美装化された区間との統一性に配慮した舗装材を使用します。

③道路附属施設の整備に関する方針

道路附属施設の色彩については、まちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

④小規模な改修に関する方針

路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②及び③項は適用除外とします。

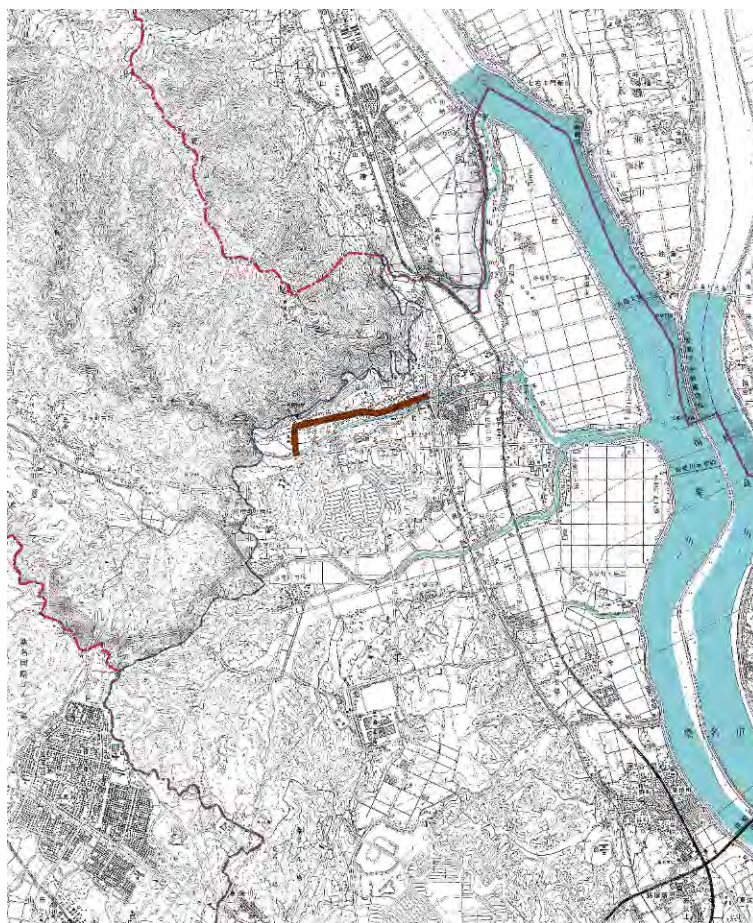
占用許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）

（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）

道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4	2以下（無彩色を含む）

図 市道香取多度線（多度大社門前通り）



⑮ 市道香取田鶴線他2線



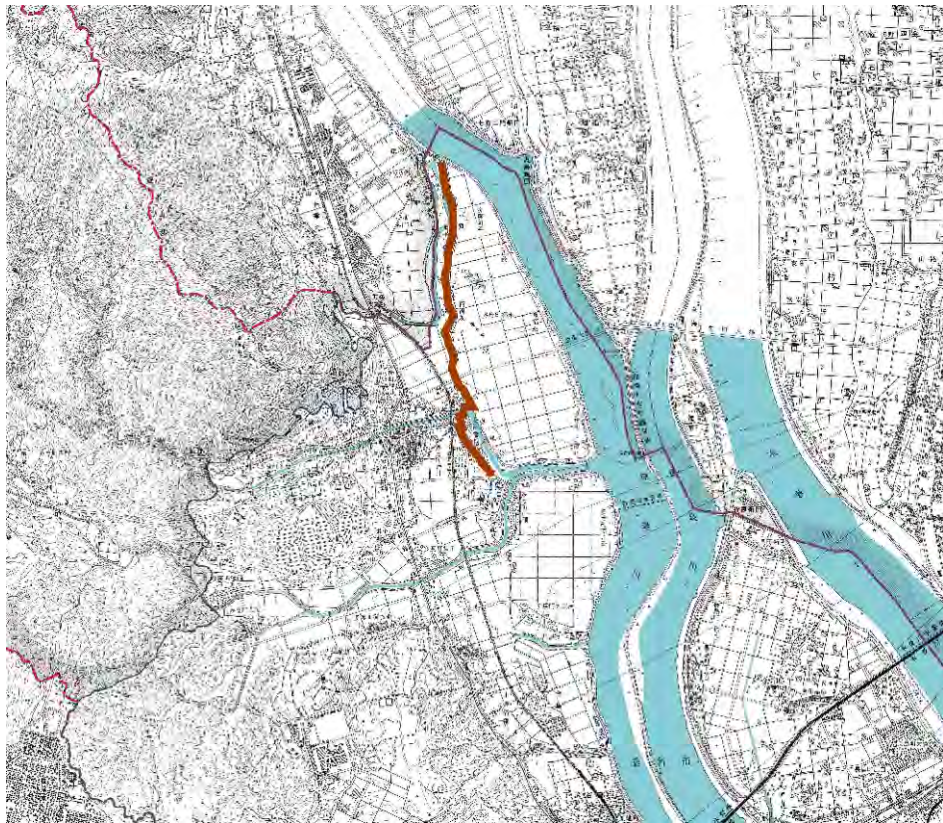
路線名		区 間	
市道香取田鶴線、市道香取東福永線、市道香取1号線		揖斐川堤防～香取橋～県道多度長島線交差点	
指定の方針	③市民に親しまれている公共施設で、景観形成上、地域の景観に影響を与えるもの。		
			
<p>市道香取田鶴線沿いには、連続した楨垣が残る西福永の集落が見られ、沿道からは、養老山地への美しい山並みを背景に広がる田園地帯への眺望景観が楽しめます。</p> <p>また、市道香取1号線沿道では、多度町香取の歴史的まちなみが見られます。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
①沿道景観形成の方針			
楨垣の連続する緑豊かなまちなみや歴史的まちなみを保全するとともに、これらのまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ります。			
②道路附属施設の整備に関する方針			
道路附属施設の色彩については、沿道のまちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
③小規模な改修に関する方針			
路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②項は適用除外とします。			
占有許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）			
（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）			
道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

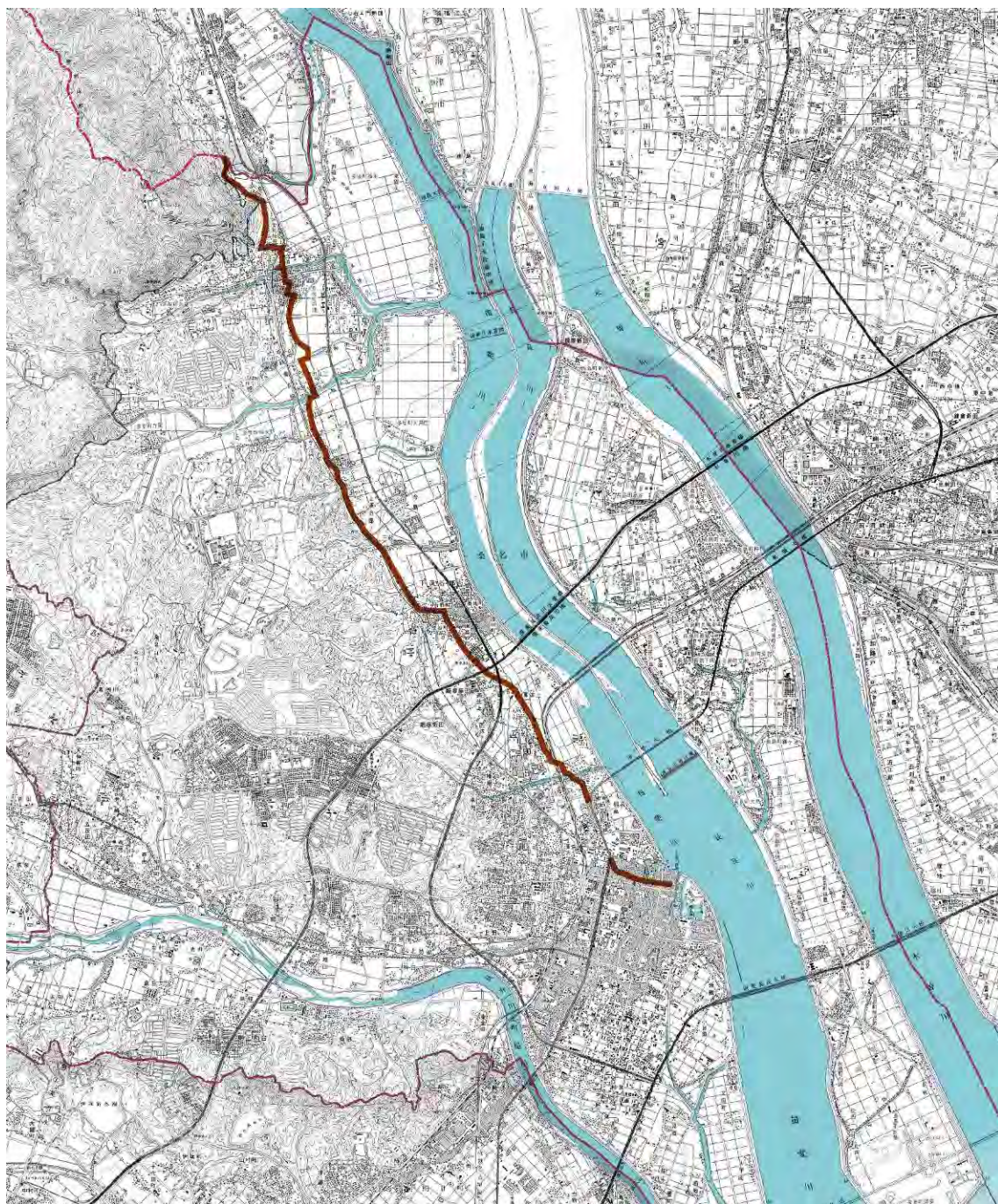
図 市道香取田鶴線位置図



⑩市道深谷柚井線他22線（美濃街道）

路線名		区 間	
市道深谷柚井線他22線（美濃街道）		全区間（市道のみ）	
指定の方針	④市民の憩いの場として親しまれている或いは地域の歴史文化の継承に資する公共施設であり、眺望景観などを楽しむ場として保全・活用していく必要があるもの。		
			
<p>美濃街道沿いの下深谷部などの集落には、古い家屋や寺社などの景観資源が見られます。</p> <p>また、多度町戸津などの集落では、入り組んだ街道沿いに長屋門と塀のある家屋や塙垣の美しいまちなみが見られます。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
①沿道景観形成の方針			
美濃街道沿いの古いまちなみや景観資源の保全を図るとともに、これらのまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ります。			
②道路の舗装の整備に関する方針			
道路の舗装は、歴史的景観が見られる地区は、これとの調和に配慮します。			
③道路附属施設の整備に関する方針			
道路附属施設の色彩については、古いまちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
④小規模な改修に関する方針			
路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②及び③項は適用除外とします。			
占有許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）			
（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）			
道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

図 市道深谷柚井線他（美濃街道）



⑰市道馬道2号線他11線（濃州道）


路線名		区 間	
市道馬道2号線他11線（濃州道）		全区間（市道のみ）	
指定の方針	④市民の憩いの場として親しまれている或いは地域の歴史文化の継承に資する公共施設であり、眺望景観などを楽しむ場として保全・活用していく必要があるもの。		
 <p>濃州道沿いには、馬道など古いまちなみが残る地区が見られます。 また、石取祭では、その一部が祭車の通るルートになっています。現在、地域住民などの組織により、これらのまちなみを守るための検討がなされています。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
①沿道景観形成の方針 濃州道沿いに残る古いまちなみや景観資源の保全を図るとともに、これらのまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ります。			
②道路の舗装の整備に関する方針 道路の舗装は、歴史的景観が見られる地区は、これとの調和に配慮します。			
③道路附属施設の整備に関する方針 道路附属施設の色彩については、古いまちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
④小規模な改修に関する方針 路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②及び③項は適用除外とします。			
占有許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準） （景観法第8条第2項第5号ハ(1)）			
道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4	2以下（無彩色を含む）

図 市道馬道2号線他11線（濃州道）

